

筑紫野市居宅介護支援事業所連絡会 規約

（名称）

第1条 この会は、筑紫野市居宅介護支援事業所連絡会（以下「連絡会」という。）と名称する。

（目的）

第2条 連絡会は、介護支援専門員の資質の向上と介護支援専門員のネットワーク化を図ることにより、自立支援を基本とした介護支援業務の円滑な推進に資することを目的とする。

（組織）

第3条 連絡会は、市内居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員で組織する。

（活動内容等）

第4条 連絡会は、前条の目的を達成するため、筑紫野市および筑紫野市地域包括支援センターと協働で次に掲げる活動を行う。

- (1) 介護支援専門員の専門的知識及び技術の向上に関すること。
- (2) 介護支援専門員間のネットワークの構築に関すること。
- (3) 介護支援専門員の業務を遂行するうえで必要となる情報の収集と提供に関すること。
- (4) 参考事例の検討に関すること。
- (5) 他の関係組織との連携、情報交換に関すること。

2 連絡会は、活動内容の記録および名簿の管理を行う。

3 連絡会の参加は次に掲げる機関に所属するものとする。

- (1) 市内居宅介護支援事業所
- (2) 筑紫野市地域包括支援センター
- (3) その他役員が必要と認めるもの

（会議）

第5条 連絡会は定例会、役員会及び委員会とする。

2 定例会は年3回開催し、開催月の第3木曜日を原則とする。

3 役員会は定例会の企画運営、次年度計画策定、年度末反省会、その他の運営に関する事項などを行う。

また役員会が必要と認めた場合は、市内居宅介護支援事業所に所属するその他の主任介護支援専門員など関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

4 連絡会は役員会が必要と認めた場合は、随時開催することができる。

(役員)

第6条 連絡会に、役員（まとめ役員、企画役員）を置く。

2 役員は、介護支援専門員又は主任介護支援専門員とする。

3 役員は、以下の方法により選出し、会員の過半数の承認をもって決定する。

(1) まとめ役員…互選により2名

(2) 企画役員…定数4名のうち、半数は自薦、残りの半数は会員の中から輪番制により選出する。なお、自薦者が定数の半数に満たない場合、不足分については輪番制により補充する。また、自薦者が定数を超える場合は、役員会で定数に達するまで調整を図ったうえで、会員の承認を受ける。

輪番制の詳細については別途定める選出規程による。

4 役員の任期は1年間とする。ただし再任を妨げない。

5 役員の任務は次のとおりとする。

(1) まとめ役員…資格取得後3年以上経過した主任介護支援専門員が担当し、役員会の運営のまとめ、および事務局や地域包括支援センターとの調整を行う。

(2) 企画役員…介護支援専門員又は主任介護支援専門員が担当し、定例会の企画・運営を行う。

6 まとめ役員および企画役員が任期を終えた場合は、福岡県主任介護支援専門員資格更新にかかる受講要件1「介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者」の該当者となることを筑紫野市健康福祉部高齢者支援課に要請できる。

(事務局)

第7条 連絡会の事務局は、筑紫野市健康福祉部高齢者支援課に置く。

(規約の改正)

第8条 連絡会の規約は、役員会により提起され、会員の過半数の承認を得た場合に改正できる。

(その他必要事項)

第9条 この規約に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、役員会において協議し定める。

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

(平成31年4月1日改定)

(令和4年10月1日改定)

(令和7年4月1日改定)

(令和8年4月1日改定)

輪番制による役員選出規程

- 第1条 輪番制による役員選出は、別紙1の事業所一覧の順番に2事業所ずつを対象とすること。
- 2 輪番の対象となった事業所は、当該年度に役員を1名選出するものとする。ただし、既に自薦により役員を担当している者が所属している場合は、当該事業所を輪番の対象から除外し、次順位の事業所を繰り上げて輪番の対象とする。
 - 3 繰り上げの対象となる事業所の選定は、事業所一覧の順番に従って行う。
 - 4 輪番の対象となった事業所の役員選出にあたっては、事業所内で適切な方法により候補者を決定するものとする。
 - 5 輪番の対象となった事業所が、正当な理由により当該年度の役員選出を辞退する場合は、事前にその旨を事務局に提出し、役員会の承認を得るものとする。
 - 6 役員選出の辞退が承認された場合、当該年度の輪番の対象から除外され、次順位の事業所が繰り上げて輪番の対象となる。
 - 7 役員選出を辞退した事業所は、翌年度以降に優先的に輪番の対象となるものとし、原則として翌年度に連続して辞退することはできない。
 - 8 役員選出の辞退が承認されない場合は、当該事業所において役員を選出する義務を負うものとする。

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

事業所一覧（令和８年４月１日現在）

別紙 1

No	事業所名
1	社会福祉法人 筑紫野市社会福祉協議会
2	ケアプランサービスちくしの荘
3	よこみぞ医院 ケアプランサービスつかさ
4	医療法人牧和会介護老人保健施設リハビリハイツアシスト桜台ケアプランサービス
5	ケアプランサービスあけぼの
6	医療法人 文杏堂 杉病院 指定居宅介護支援事業所
7	居宅介護支援事業センターむさし
8	介護計画サービスペアレント
9	JA筑紫ケアプランサービス
10	ケアプランセンター天拝の園
11	どい内科クリニックケアプランサービス
12	ケアプランあしき
13	サンカルナ二日市居宅介護支援事業所
14	ケアプランセンターたんたん
15	ケアプランセンターつくし
16	ケアプランセンターさち
17	ケアプランセンターりあん
18	バカンスケアプラン
19	Care Design TiCTAC
20	ケアプランサービス花笑み筑紫野
21	小西第一病院ケアプランセンター
22	つばきケアプランサービス
23	すまいるライフ怜（れい）